

「ケーブルテレビシステムの技術的条件」のうち、
「23GHz 帯無線伝送システムの双方向化等に関する技術的条件」の検討開始について

1. 検討開始の背景

23GHz 帯無線伝送システムについては、離島、河川等におけるケーブルテレビ伝送路の補完や災害時の臨時回線等として、ケーブルテレビの周波数配列をそのまま 23GHz 帯の電波に変換する FDM-SSB 方式によって利用されている。

しかしながら、現状の 23GHz 帯無線伝送システムは片方向の伝送機能のみとなっており、変調方式も限定されていることから、情報通信審議会情報通信技術分科会放送システム委員会報告（平成 24 年 6 月 19 日）において、今後の検討課題として「双方向機能については、ケーブルテレビ事業者がインターネット接続サービスを行っている現状を踏まえると、必要不可欠である。」及び「256QAM 等、更に高度な変調方式については、更にフィールド実験等を行う必要がある。」とされたことを受け、平成 28 年度から平成 29 年度にかけて「23GHz 帯無線伝送システムの双方向化等に関する技術的条件の調査検討」を実施した。

このような背景を踏まえ、23GHz 帯無線伝送システムにおける偏波多重技術、双方向化技術及び変調方式高度化が必要とされていることから、必要な技術的条件の検討を行うものである。

2. 検討内容

平成 18 年 9 月 28 日付け諮問第 2024 号「ケーブルテレビシステムの技術的条件」のうち「23GHz 帯無線伝送システムの双方向化等に関する技術的条件」

3. 検討体制

既存の放送システム委員会（主査：伊丹 誠 東京理科大学教授）において検討を行う。

4. 一部答申を予定する時期

平成 31 年 1 月頃

5. 一部答申後の行政上の措置

関係省令等の改正に資する。